

第8回いたばし魅力ある学校づくり審議会
(東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会)

議事録

開会日時 令和5年6月30日(金) 午後 3時00分
閉会日時 午後 4時30分
開会場所 板橋区役所本庁舎南館4階 災害対策室

出席審議会委員

会 長	天 笠 茂	副 会 長	小 林 福太郎
委 員	倉 斗 綾 子	委 員	松 波 紀 幸
委 員	田 中 やすのり	委 員	中 村 とらあき
委 員	緑 川 有 紀	委 員	小 宮 慶 之
委 員	藤 原 康 俊	委 員	木 村 縁 理
委 員	田 邊 和 子	委 員	橋 本 正 彦
委 員	中 川 修 一	委 員	中 川 久 亨
委 員	伊 藤 聡		

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	教育支援センター	石 野 良 恵
地域教育力推進課長	河 野 雅 彦		

《開会》

会 長 時間になりましたので、第8回いたばし魅力ある学校づくり審議会を開催いたします。

本日は15名の委員の方に出席いただいております。うち2名の方がオンライン参加で、欠席が3名ということでこの審議会は成立しております。また、傍聴人の方は現在1名でございます。

初めに、審議会の委員に変更がございましたので、教育長から新たに委員になられた方々に委嘱状を渡しいただきたいと思っております。教育長が委員の席へ伺いますので、ご起立いただきお受け取りいただければと思います。

教 育 長 委嘱状。田中やすのり様、東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員を委嘱します。令和5年6月30日。東京都板橋区教育委員会。

(以降、新任委員へ委嘱状交付)

会 長 新しい名簿は、資料1にてお配りしております。

また、藤原委員につきましては、横川委員の後任として、小委員会の委員を務めていただきたいと考えております。審議会条例第7条により、小委員会の委員は、審議会に諮り、会長が指名することになっておりますので、皆様にお諮りしたいと思いますがいかがでございましょうか。

(異議なし)

会 長 異議なしということで藤原委員におかれましては、次回小委員会よりどうぞよろしくお願いいたします。それでは審議に入りたいと思います。

【次第1 第7回審議会における審議状況】

会 長 議題1、第7回審議会における審議状況につきまして事務局より報告をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 では議題1、第7回審議会における審議状況につきまして事務局より報告申し上げます。

第7回審議会の議事録につきましては、事前に内容確認を依頼させていただき、すでにホームページ等で公開しております。資料2が議事録、資料3が審議会における審議状況でございます。

資料3をお開きいただければと思います。前回審議会の振り返りをいたします。前回の審議会では小中一貫型学校と施設内容・施設更新についてご審議いただきました。

小中一貫型学校では、これまで重ねていただきました審議内容を踏まえ、審議会としての方向性をまとめていただき、①から⑤として記載してございます。小中一貫型学校を設置する目的や期待できる教育効果、効果的な活用や配置の検討、整備状況の点から方向性をまとめていただきました。

続きまして1ページ下部の項番2、施設内容・施設更新に関する意見でございます。このテーマに関しましては前回の審議会で初めての取り扱いとなったため、様々な視点から意見を出していただきました。資料では主な意見として、①から⑫まで記載してございます。

まずは学習空間や学習環境についての意見でございます。

①から③では、個別最適な学びと協働的な学びの実現や授業形態の多様化への対応、学習環境をつくるにあたって余裕を持った学習スペースを確保する必要性といった柔軟な学習環境に関するご意見。

④では、子どもたちの気づきを深める場所の必要性に関するご意見をいただいたところです。

続いて⑤では、学級編制人数のさらなる変更制の可能性を考慮する必要性。

⑥、⑦では、学校現場の目線から、施設内容の現状や安全面に関してのご意見。

⑧では、教育活動を支える物品倉庫といったバックヤードの確保に関するご意見をいただいております。

続きまして教員の意識について⑨及び⑩では、オープンスペースの有効活用。学校現場の教職員にも空間の作り方の視点を持ってもらうことの重要性に関するご意見をいただいております。

最後に、施設更新時の視点に関しまして、⑪では、設計段階から学校と生徒と連携を図ることの重要性について、⑫では、更新を迎える学校施設数と財政状況、また子ども一人ひとりに寄り添った教育環境についてのご意見、⑬では、将来的な学齢人口の減少が予想される中での、児童・生徒数と学校数のバランスに関するご意見。

⑭では、高層化改築の必要性に関するご意見をいただいております。近年、ユニバーサルデザインの考え方や機能充実等の観点から、改築時に延べ床面積が増える傾向がある中で、校庭や体育館を確保しながら改築をするには、高層化することもやむを得ないのではないかとといった趣旨からのご意見でございます。

最後⑮番では、長寿命化改修について、単に施設の維持だけではなく今日的な課題を踏まえて、学校機能を充実させる視点が大事であるといった意見をいただいております。前回審議会の報告につきまして、事務局からは以上でございます。

会長 第7回審議会での審議状況について説明をいただきました。ご承知のとおり今ご説明いただいたことにつきましては、議事録という形で委員の皆さんにチェックしていただいております。既に公開されているということでもありますので、その旨の確認を含めまして、資料に記載の意見等について追加の補足等がある

場合は、ご発言いただければと思います。

(意見等なし)

会 長 了解いただいたと受けとめさせていただきます。この件につきましては以上とし、議題2の第7回小委員会の報告に移ります。

【議題2 第7回小委員会の報告】

会 長 5月23日に行われました第7回小委員会について事務局より報告をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 それでは議題2、第7回小委員会の報告について、事務局より報告申し上げます。

資料4をご覧ください。第7回小委員会では施設内容・施設更新について協議を行っていただいております。前回審議会の議論を整理するとともに、審議会において議論すべき視点と、それに対する考え方について議論をいただいております。まとめた内容は四角囲みの中に記載してございます。

まず、(1)は、前回第7回審議会で出された意見を深め、オープンスペースの有効活用についてという形でまとめてございます。新たな時代の学びを実現させるため、個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実に向け、教室だけでなく学校全体を学びの場として捉え直し、オープンスペースを有効に活用することは重要な視点である。オープンスペースの有効活用につなげるためには、教員の心理的なハードルを下げることで、創意工夫が生まれ、教育活動と連携した活用につなげることができるとしてございます。

次に(2)は、学校施設における地域コミュニティや防災拠点としての機能についてです。学校施設は学び舎としての本来の機能に加え、地域活動や防災拠点としての機能も持ち合わせており、これらの機能を踏まえた配置のあり方や、学校と地域が共用する諸室の考え方についてまとめております。児童・生徒と地域の方が触れ合う機会が多いことは、子どもたちの成長にとって良いことであるとしつつ、一方でセキュリティ面については、地域によって状況が異なるため、学校と地域が連携をとりながら、地域の実情に合わせた運用を検討する必要があり、加えて、学校の負担が過大にならないよう、地域開放にあたっては管理・運営を学校支援地域本部等が担うといった検討も必要であるとしております。

また、災害が起きた際は、防災拠点になることを踏まえ、日頃から学校と地域が連携し、防災訓練や情報共有等を行うことや、大規模災害時の長期避難を想定し、学校運営との両立を考えたゾーニングの視点も必要であるとしてございます。

最後に(3)は、施設更新についてです。更新需要を踏まえた整備を進めるに

あたっては、将来的な人口推計や地域との関係性、予算といった点を総合的に踏まえながら、教育分野だけでなく区全体で判断する必要がある。そして、校庭等の屋外空間を確保するために、高層化改築は必要な視点である。移動に要する時間が増える可能性による学校運営への影響が心配されるが、途中階に屋外空間を設けることで、学習の時間が確保できるなど、先行事例を参考に検討を進める必要がある。

また、区立体育館や集会所など既存の公共施設をうまく活用することで、集約化、複合化や地域コミュニティの拠点といった様々な課題にアプローチすることができると思っています。

最後に、先日新聞報道にも出ておりました中学校における35人学級編制の導入をはじめとする、将来的な教育環境の変化を見据えた柔軟な空間を意識することが必要であると思っています。以上が小委員会でも出された意見のまとめになります。

次に裏面2ページ目から主な意見を記載してございます。

まず①から⑤では、オープンスペースの有効活用についてのご意見です。教室以外の様々な場所。教室以外の場所の様々な場所で教育活動を行う現状を鑑みると、オープンスペースはとても重要な場所であり、広さだけでなく、部屋の設えを工夫することで、使いやすさが向上するといった設置や活用にあたってのご意見をいただいております。

次に⑥から⑦の地域コミュニティの核としての機能では、地域との協議にあたって、設置及び運営、それぞれの段階におけるセキュリティを考える必要性があるという点。

⑨から⑫では、防災拠点としての機能に関して、実際に避難所として運営する視点からのご意見、最後に⑬から⑰の施設更新では、既存の公共施設や世代間交流が図れるような視点、発想からの検討もよいのではないかといった意見をいただいております。以上、第7回小委員会の報告となります。

会 長 今ご説明にもありましたが、小委員会の委員長であります副会長から補足をお願いしたいと思います。

副 会 長 5月23日の小委員会報告につきましては、今、適切にまとめていただいたとおりですが、特にここで強調しておきたい点は3点ございます。

1点目はオープンスペースの有効活用ということでございますが、それを目的とするのではなくてオープンスペースをはじめ、学校のあらゆるスペースをもう一度見直して、そして教員の意識改革を進めて、より充実した教育指導を展開していくことが重要であるというような視点から話し合いが深まったところでございます。

2点目につきましては地域のコミュニティの核としての機能、さらには、防災拠点としての機能につきましてはまさにそのとおりであり、学校施設にこのような機能を備えることは非常に重要なことであるという意見がありました。

さらに、教育指導の観点からは子どもたちが地域や地域の方々と結びつくことによって、子どもたちがより良い成長を果たしていくであろうといった視点を持ち、進めていくことが重要であると意見があったところでございます。

3点目の強調点としては施設更新にあたって、先ほどの説明にもございましたように、今後、学級編制の変化が予想され、小学校では今年度に4学年まで35人学級編制が進んでおり、これが7年度に小学校全学年に完結する見通しであり、義務教育という視点からすれば、中学校にも35人学級編制が進むことも十分予想されるので、施設更新、さらには今後様々なことを検討する際に、35人学級編制ということを常に念頭に置きながら議論を深めていくことが重要ではないかと取り上げたところでございます。

会長 それでは委員の皆様から、先ほどの課長の説明と今ありました副会長の説明等をもとにして、施設内容、施設更新等につきましてさらに議論を深めていきたいと思っております。委員の皆さんの意見をお願いしたいと思います。〇〇委員どうぞ。

委員 私も新聞で見ましたが、中学校における35人学級編制について、保護者目線としては、子どもをしっかり見ていただけるのはとてもわくわくしております。

一方で、昨年、志村第一中学校の校長先生のヒアリングでもお話があったように、現在教室が逼迫していて空きスペースがないという話があったなかで、35人学級編制が導入されると新たな教室が必要になり、スペースがあるのかという心配がございまして。

今までの議論の中で、今後少子化になると理解しており、少子化の影響で空き教室ができたところに、新たにオープンスペースができるのかなという期待でお話を進めてきたので、嬉しい反面、教室の確保やオープンスペースの確保が出来るのか心配です。

この審議会は約10年に1回立ち上がっているもので、ここから10年後に向けて動いていくと考えると、中学校の35人学級編制の導入を踏まえた議論をする必要があると考えます。

委員 まず一つ目は、オープンスペースの有効活用ということで、まずどのような理念で作られたかということを経験者の皆様もぜひ理解しながら活用していく必要があると思っております。

また、仕方ない部分もありますが、例えばA校に特別な施設ができて、B校にも同じような施設があれば、異動の際に教員が区内異動を希望する可能性が増えるのではないかと思います。A校以外の学校には特別な施設がない場合、区外に教員が流出してしまうことを考えると区内である程度、同一のコンセプトで造られることも必要なのかなと思っております。

もう一つは防災拠点としての機能というお話の中で、細かな話ではあります

が例えば夜間照明がずっと付いたままの学校があり、それを校長などに連絡するのですが、消し忘れたのは学校ではなく地域に開放した際の消し忘れということもあります。その際も管理者である学校が対応しなければいけないのですが、地域に開放して利便性を上げていって、かつ管理面を良くしていくとことを考えると、例えば遠隔操作で夜間照明を一括管理できるシステムなどがあると、学校の先生方の手を煩わせず、使っていけるのではないかと思います。

会長 校長先生方にお伺いしたいのですが、オープンスペースの具体的な使い方等について情報をいただけませんか。

委員 以前にもお話をさせていただきましたが、平成23年度から板橋第一小学校、平成30年度から板橋第十小学校で勤務しました。2校とも、ほぼ2年間はプレハブ、そのあとに新築校舎で勤務することができました。両校に共通していることは、オープンスペースがあるということでした。

板橋第一小学校のオープンスペースでは、教育委員会の方から教員の指導力の向上とともに、オープンスペースの有効活用を考えた研究を委嘱されて、取り組むことができました。そのときにやった研究はただ単に子どもたちが過ごせるスペースを考えるだけではなく、子どもたちが目にしたもの、触れたものが学びに繋がる掲示物、展示物を考えるという研究でした。

今から10年以上前ですが、そのときからやはり子どもの学びの場として、オープンスペースは間違いなく必要であると実感したところです。

2校目の板橋第十小学校の時には、板橋第一小学校よりもスペース的には若干小さいのですが、ホワイトボードが壁面に付いていたり、タブレット導入など個別最適な学びや協働的な学びが非常に重視された時代になっている中で、教室から離れて子どもたちが自由にグループを作ったりペアを作ったりして、学びの場を広げられる、かつオープンスペースを活用し、教室には掲示・展示できない成果物をオープンスペースに展示することによって、クラスだけでなく学年全体、異学年の目に触れられるような機会を与えることができるということで、この2校で取り組んだ結果としては非常に、有効な学びの場であると考えております。

会長 ご承知だと思いますが、多目的スペースという言葉が出てきたのが昭和の終わりぐらいであり、それから平成の時代を経て、多くの学校が多目的スペースを持つようになってきたわけですが、板橋区の場合、オープンスペースを所有している校舎とそうでない校舎があると思います。そうしたときにオープンスペースがないところではどう工夫されているのか、オープンスペースが設置されるまでの見通し等も関わってきます。

通常、学校は教室と廊下という考え方ですが、廊下という概念が多目的スペースという概念とどう重なり合うのか、要するに学校には従来のような学ぶ場所とそうでない場所という分け方ではなくて、学校全体が学ぶ場所という考え

がこれからの在り方だと思います。

多目的スペースはその一環として学校の中に設置されているとすると、学校の空間をどう使っていくべきなのかという一つの問いかけであるということはこの審議会としても、これからの板橋区の学校の在り方を考えるときに、とても大切な一つの柱ではないかと思っております。

それでは、委員からの質問等に対する説明を事務局からお願いできればと思います。

学校配置調整担当課長 先ほど〇〇委員からいただきました、中学校における35人学級編制の可能性を踏まえた考え方についてですが、小学校であれば当然、35人学級編制の導入を踏まえてオープンスペースを取り入れた改築を検討、実施しておりますが、中学校については35人学級編制の動向がまだ見えない状況です。

例えばスペースが必要になったときに、どこをどう使えば教室増に対応できるのかといった視点を踏まえて設計を進めているところでもありますので、教育環境の変化にも対応しつつ、しっかり教育活動が活性化するようなスペースづくりをしているところであります。

会 長 施設更新に関する小委員会の中のご意見で複合化とありましたが、板橋区の現状では、複合化という視点はどのような現状であるのか情報をいただけますでしょうか。

学校配置調整担当課長 公共施設の複合化という考え方は当然ございますが、学校から考えますと、今のところ他の公共施設との複合化というところでは例がない状況です。

一方で、これから公共施設の在り方を考えていくときに複合化の視点は非常に重要であるのは間違いないので、学校の改築期を捉えて複合化を踏まえた考えを検討しなければならないと考えております。

会 長 まちづくりの一環として学校は町の大切な空間であるのですが、学校の中の空間だけが非常にクローズになっており、学校の施設内容にいい環境を求めていくというアプローチの仕方に対して、まちづくりの視点からすると、地域の中での学校の在り方を考えると複合化も踏まえる必要があるかもしれません。

この先10年を見据えるのがこの審議会の役割ですので、複合化という視点も一つ大切な視点かなと思います。副会長の方から複合化についてはいかがでしょう。

副 会 長 学校の立地条件など様々なファクターがあると思います。会長がおっしゃられたように、ある意味では学校が閉ざされた空間であるという話もございましたが、様々な施設と複合化することによって、広がりのあるいろいろな教育活動ができると思います。

以前もお話しましたが高齢者施設と一体化している中学校など、いろいろな教育効果を生み出しているところもあります。ただこれは全ての学校というわけに

はいきませんので、バランスや計画も大事なのではないかと思っております。

会 長 地域コミュニティの核としての学校や放課後の利用などを踏まえた学びの空間というのを、この先どう見据えていくかということですが、板橋区の場合は急速に少子化が進行するという地域ではなく現状維持、或いは地域によっては、むしろ子どもたちの数が多くなっていく地域もあります。それを踏まえた学校の在り方も大切な視点なのかなと思います。

委 員 資料4の⑩番の地域の方は、避難場所以外にも救援部品の保管場所までの動線にも関心が高いと感じるとあるのですが、そういった情報は子どもを通わせている保護者は全く知らない情報です。これは学校のほうで例えばCS委員や地域にいる区議会議員の方などに対してどこまで説明しているのかを教えてくださいませんか。

学校配置調整担当課長 実際に避難場所としては体育館が考えられますが、体育館だけでなくて物品がどこにあるか、避難所として運用するにあたっての運用のしやすさ、また避難動線についても日常からの連携が非常に重要であるといった点でご意見をいただいております。

先ほどの議論にも少し重複しますが、改築のプランニングを進めている学校では、避難所運営をしやすくするため、防災物資の保管場所を避難所のメインとなる体育館と近接させるレイアウトとさせていただいております。

また、防災の視点ではありませんが、あいキッズや地域開放のゾーンもなるべく使い勝手がいいゾーニングとするといった考えで、改築を進めているところでございます。

委 員 先ほどの複合化についてご意見させていただければと思います。まず、複合施設に関してですが複合施設にするという提案を建築サイド等からした場合に、一番最初に課題という形で議論になるのが、セキュリティの面かなと思っております。

文科省が複合化を促すような形で報告書を出しているものに関しても、複合化することで施設が充実したり先生方だけが子どもたちの安全を守るだけではなくて、地域の人たちも一緒に子どもたちの育ちを見守るということを文科省も言っていると思うのですが、そういったメリットの部分があまり語られにくいところもあるのかなと思うので、どういったメリットを見出していく複合施設にするのかということを学校の複合化の議論の中では大事かなと思いました。

また、各地域の方が学校に入ってくるとなると、イコール不審者という言い方をされる方が時々いらっしゃるのですが、そうではなく先生方の同志となって、子どもたちと一緒に育てる地域人材というのがCSの考え方だと思いますので、そういったことがより円滑に進むためには建築と同時、もしくは建築に先行して管理・運営方法のソフト面の議論がすごく大事ではないかと思っています。

やはり学校に地域の施設が複合されるというイメージだと、学校の管理をしている先生方が地域開放の仕事をしなくてはならないと誤解されてしまうことが結構あるので、どういった運営形態になって、それが学校のためにも地域のためにもメリットになるというイメージを皆さんで共有しながら進めていくことが大事だと思います。

もう1点、オープンスペースについて、これからの学校は学校全体が学びの場になると文科省も言われていると思うのですが、私も賛同しております。オープンスペースや多目的スペースがどう使われるのかということよりも、今までの教室は子どもたちの拠点であり、黒板を使った授業やスクリーンを使った授業をするための空間であり、グループで活動するときや一人で集中するときにはもっとふさわしい空間を子どもたちが求めていくとなると、オープンスペースをどう作るかということ以上に、教室がどういう場所である必要があるのか、またその他の場所にどのような選択肢を作っていくのかを考える必要があるのかと思います。そうすると廊下も学びの場の一つになってきますし、特徴を生かした学習の形態が出てくると思っております。

会 長 ご検討いただければと思いますが、一つの学校で全てを完結させるのではなく幾つかの学校で互いに使い合う、施設を共有してくことで機能のレベルアップに繋がるという考え方あるかと思えます。

板橋区の場合、限られたスペースの中に詰め込むような形で、それぞれの施設が置いてあるのが現状だと思いますが、それぞれのエリアの中で互いに共有しながら、レベルを上げていくという視点も一つ検討してみるのはいかがでしょうかと個人的に思いました。

小委員会報告についての議論はこのあたりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(意見等なし)

【議題3 特別支援教育】

会 長 議題3の特別支援教育に移ります。特別支援教育については第6回審議会の大規模化対応の議論の際に、少し話題に出ましたが後ほど議論することとしておりました。今回の審議会において、議論していただいたのち意見をまとめることを目指していきたいと考えております。

まず、議論に入る前に、特別支援教育について理解をする必要があると思えますので、区の特別支援教育の現状について、事務局から説明をいただきたいと思えます。

学校配置調整担当課長 それでは、板橋区における特別支援教育の現状についてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。はじめに、特別支援教育の概要について説明いた

します。

特別支援教育は、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものでございます。

続いて、三角形の図をご覧ください。特別支援教育の中身を支援に応じてまとめています。

支援レベル0～2の場合は通常学級において、専門家の助言や専門的スタッフを配置しながら支援しております。

支援レベル3では、普段は通常学級で授業を受け、一部の授業のみ特別の指導を受ける「通級による指導」、支援レベル4は、通常学級では十分な効果をあげることが難しかったり、身の自立や集団参加に特別な配慮を要する、障がいが比較的軽度な児童・生徒を対象として、毎日通い学習する「特別支援学級」、そして、支援レベル5は「特別支援学校」に分けられます。

続いて右側の太枠内、板橋区の現状としましては、「通級による指導」として情緒・行動面で個別の対応が必要な児童・生徒のための特別支援教室（STEP UP 教室）と耳がきこえにくい児童・ことばに課題がある児童のための通級指導学級（きこえとことばの教室）があり、STEP UP 教室は全区立小中学校に設置されております。

また、「特別支援学級」は、知的発達に遅れがある児童・生徒を対象とした固定学級を設置しており、区立小学校12校、中学校8校設置しております。

なお、「特別支援学級」では、通常学級との交流や共同学習を通じて、通常学級の学校行事や教科学習等へ参加する機会を設けております。

最後に、「特別支援学校」は、発達や障がいの状態により、特別支援諸学級の教育では十分な効果をあげることが難しいと思われる児童・生徒のために、専門的な指導と適切な設備を整えた施設で、板橋区では、健康回復及び健康増進を目指した全寮制の区立特別支援学校として、千葉県鴨川市に天津わかしお学校がございませう。そのほか、区内には、都立特別支援学校が3校、国公立特別支援学校が1校ございませう。

会 長 特別支援教育にも種類があつて、まず一つ目が、通常学級に在籍しながら必要に応じて、指導を受ける「通級による指導」、板橋区では「特別支援教室（STEP UP 教室）」と「通級指導学級（きこえとことばの教室）」があり、二つ目が、毎日通い学習する「特別支援学級」、板橋区では、知的発達に遅れがある児童・生徒を対象にした固定学級とのことでした。

最後が、専門的な指導と適切な施設を整えた「特別支援学校」で、この3種類があるとの説明をいただきました。

これからの議論では、「適正規模・適正配置」の審議会であることを踏まえて、こういう風に特別支援教育を進めていくべきだといった全体に対しての議論ではなく、視点を絞って議論していきたいと考えております。

本日議論してきました「施設内容・施設更新」に関連して、特に、小中学校内に設置されている「特別支援教室（STEP UP 教室）」や「通級指導学級（きこえとことばの教室）」、「特別支援学級」を念頭に、通常学級と連携の取りやすい教室配置や設えの視点や教員間の連携といった視点からご意見をいただければと思います。

はじめに、事務局にお伺いしたいのですが、この2つの視点で、現状、板橋区が何か取り組んでいることはありますでしょうか。

学校配置調整担当課長 現在、改築に向けて進めている上板橋第一中学校と志村小・志村第四中の小中一貫型学校の2校においては、これらの視点を取り入れながら整備を進めています。

例えば、志村小・志村第四中の小中一貫型学校では、保護者及び住民向けの説明会で頂いたご意見や学校との協議を踏まえまして、当初予定していた配置を変更いたしました。志村小・志村四中は各々、特別支援学級が設置されています。小中一貫型学校の志村小・志村四中の特別支援学級については、当初は校舎1階に小中の特別支援学級をまとめて配置する計画でしたが、インクルーシブ教育の観点から通常学級との連携を意識した配置に変更しております。また、保健室を小学校の特別支援学級教室に隣接させることにより、きめ細かな連携が図れる配置にしております。

次に、特別支援教室（STEP UP 教室）については、異なるフロアに配置する計画を見直し、1階に隣接する配置に変更したことで、例えば小学校が使用していない時間帯に中学校が小中両方の教室を利用して授業を行ったり、あるいは、不登校対策の教室として兼用利用するなど、柔軟な使い方ができる配置としております。

会長 資料5についてさらに理解を深めたいと思います。今説明があった小中一貫型学校における状況ということについてもご意見をお願いできればと思います。

委員 資料5の三角形の図について、5年生頃まで普通学級に通っていた子が、学習障害があるということで特別支援学級に転籍し、学業のストレスはなくなったのですが、お友達となかなかコミュニケーションを取る機会がなくなってしまったという話を聞いたことがあります。支援レベル3と4の間に差がありすぎるように思うのでもう少し細分化したほうがいいのではないかと思います。

会長 学習障害というのも大切なキーワードの一つだと思います。知的障がいを抱えている児童・生徒と、学習障害はどういう整理の仕方をされているのか説明をお願いできますでしょうか。

指導室長 学習障害は、いわゆるLDということで知的発達に遅れがない子どもで、通常学級に在籍しており、資料5でいうところの支援レベル3の通級による指導で対

応しております。知的発達に遅れがある子どもについては支援レベル4の特別支援学級で対応し、階層が分かれております。

委員 その階層については学校の校長先生の判断で変わってくるのでしょうか。

会長 校長先生に現状等について情報の提供をお願いできればと思いますが、小学校からいかがでしょうか。

委員 今お話のありました校長によつての判断基準が違うかということ私はそうは思っておりません。教育委員会に示されたある程度の基準は、各学校の校長同士でももちろん共有していることですので、一概に校長の判断でこの子は入級してこの子は入級しないということはないと思っております。

資料5でいう、支援レベル3の通級による指導の子どもたちが非常に多くなつてきていると校長として感じます。多くなっているというよりも、以前だったら見過ごされていた部分が、本当に個別最適な指導を意識することによって、より子どもたち一人ひとりに寄り添う考えから、丁寧に指導されるようになったと考えています。

本校の北野小学校では21学級で児童数が683人なのですが、ここで示されている支援レベル3相当の子どもというのは、間違いなく各教室に2人以上在籍しています。学級数が21学級なので42人程度ですが、実際にステップアップ教室に42人の子どもが全員入れているかということ実は入れていません。その下の階層であるレベル1やレベル2の対応で、学校が教育委員会から人材を設置するなどの支援していただいたうえで、各学校独自の対応をしているお子さんがたくさんいます。

そういった状況で特別支援学級の子と違って、支援レベル3相当の児童は間違いなくどこの学校でも在籍しているのが当たり前で、その子たちを含めてどのようにインクルーシブ教育を行っていくのか、また発達障害がある子どもたちがこれから大人になるに従って、コミュニケーション能力が必要になっていく中で、その能力をどう指導していくのか、どこの学校も非常に重大な課題になっていると思っております。

委員 中学校でも支援レベル3相当の生徒は増えていると感じていますし、小学校と同じように個別で対応しているのが現状です。

全体のことで少し補足すると、多様性という視点で社会の中でも、人それぞれが自分のポジションを探している中で、学校の中でも子ども達や保護者や先生方がそのポジションを探しているというのが現状かなと思っております。

板橋区でも通常学級との交流を基本として進めていくという方針を示していますので、各学校でもこれまでの在り方を見直しながら、社会に出たときに一緒に活動ができるようにという視点で取り組んでいると捉えています。

会 長 人材面での配置について考えられることがありましたら、お願いできればと思います。

委 員 現状としては十分な人材、またそこに使える予算は十分でないので、地域の方や学生さん、ボランティアの方、保護者の方に発信をしてお力を借りて、できる範囲内で対応しているところが、多々見られると感じております。

副 会 長 ただいまの〇〇委員からのご意見は非常に重要なことで、いわゆる適正就学に関わることで板橋区の教育委員会では、適正就学に関わったシステムをしっかりと構築されて進められているかと思えます。

適正就学の一定の考え方は示されても、最終的には本人や保護者が決定していくことであると思えます。そして方針が決まったうえで各学校の校長が先頭に立って、人材を活かしながら充実した指導を行っていくことになろうかと思えます。

この特別支援教育については、非常に個別具体的な話であり、奥が深く、そして幅広い内容ですので、冒頭に会長がおっしゃっていた、いわゆる施設内容、施設更新の視点から、特別支援教育をいかに充実させていくか、さらにご意見をいただければと思っております。

委 員 この審議会は、適正規模及び適正配置に関する審議会であり、時代的なインクルーシブの観点から特別支援教育の視点を入れていく必要があると思えますが、バランス的にとっても難しいと思いました。

10年後の子どもの数や学級数はある程度推計として出せると思えますが、特別な支援が必要な子どもがこの先どのくらい出るのかは読めるものではないと思えます。

先ほど校長先生方もおっしゃったように、子どもによって必要な支援が違う中で、どれだけ手厚いサポートができるのかを考えたときに、一概に適正規模・適正配置の中で語るのには正直難しいのかなと思っております。先ほど副会長がおっしゃったように施設内容、施設更新などの観点到絞って考えるというのは、非常にわかりやすかったです。

施設更新に関してなのですが、現状、通級による指導というお子さんが確かに増えていることを感じております。そういった中で、資料5の支援レベル3と4の間の通常学級との交流及び共同学習が学校づくりの際にキーになっていくのかなと感じております。

通常学級と特別支援学級の先生方が共同で学習計画の作成や共同授業の実施などをするには、専門教育の研修や情報共有が大切になると思っておりますので、先生たちが行き来しやすいような動線を確保するべきだと思います。

以前の審議会でも話がありましたが、小中一貫型学校に関する意見で、小学校と中学校の職員室を一緒にすると効果があるといった考え方と同じような、職員室づくりというのも大事なのかなと感じました。

委員 施設内容の視点から、協働ということを考えると特別支援学級をどこか特別な場所に配置するのではなく、学年のフロアに意識づけて配置するという考え方が必要だと思います。

それから先ほども意見がありましたが、特別に支援が必要な子どもの数はなかなか読めないことを考えると、全体指導をする教室と、子どもたちの特性に合わせて教育が行える小教室というのもある程度準備をしておくことが求められてくるのかなと思います。

会長 内閣府の政策提言の中の一つに、教室の多様化ということが打ち出されております。その中には通常学級の中に不登校傾向の子がいたり、或いは学習障害を抱えた子どもたちがいるという観点から見たときに、通常学級と特別支援学級の敷居はある意味、非常に低くならざるを得ない状況になっております。

また、内閣府の提言では、1人1台端末の導入などによる個別化対応など、これまでの学級経営というのは、現状を踏まえるとうまく対応しきれなくなっているという認識があるわけです。

すぐに全ての敷居を取り払うのも現実的ではない中で、今申し上げたことについてどう対応していくかを考えると、先ほども意見がありましたが教室の配置の仕方を学年のフロアに配置するというのも一つだと思いますし、また学校と地域の関係、ボランティア云々という話もありましたが、様々な立場の方々が、ごく自然な形で支えられるような空間の在り方も一つだと思います。

さらに、子どもたちの発達を捉えたときに9年間で育ちを見ていく、また次の時代を見据えた設えについても、この審議会では議論していく必要があると思います。

委員 特別支援教室のサポートに行っていた学校では各クラス相当な人数がいました。特別支援教室は週に1回ですが、とても足りないと思っておりました。教室が空いてないときは保健室がいっぱいになり、養護の先生が大変だなと感じたこともあります。

ただ、年度が変わると、お子さんも成長して随分穏やかになったりすることもあります。特別支援教室は毎日あればいいという思いはありますが、そう簡単にはいかないのかなとも思っております。

会長 委員の皆さんからのご意見を、小委員会でさらに深めていただき、そしてまた次回の審議会で文章をまとめたもの提示いただくようお願いしたいと思います。

その際の視点として、特別支援教育の視点を踏まえた教室の配置ですとか、施設の在り方をどう考えたらいいのか、児童・生徒、保護者や地域との連携という視点、通常の学級に在籍する児童・生徒の交流や、その子たちとの協働を意識した空間の在り方、さらに義務教育9年間の繋がりを意識した配置等を含めた在り方、特別支援教育に関わる先生に限定されるのではなく、全ての先生方が特別支援に関わるインクルーシブ教育の視点、先生方の専門性をどう高めていくのか、

そういったことに関してソフト或いはハード面がどう関わっていくのか、意見を深めていただければと思います。

【議題4 審議内容振り返り及び中間のまとめ構成案】

会長 議題4の審議内容振り返り及び中間まとめ構成案に移りたいと思います。振り返りますと1年前から一つ一つの項目を進め、ここまで至りましたが、さらに一つの形にまとめていく段階に入りたいと思います。

答申のベースになる中間まとめの構成案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

学校配置調整担当課長 それでは議題4の審議内容振り返り及び中間まとめ構成案につきましてご説明申し上げます。

資料6をご覧ください。資料6の(1)ではこれまでご審議いただきました内容を項目ごとにまとめてございます。

1番の適正規模から6番の小中一貫型学校まで、議論の視点に対しての審議状況という形でまとめさせていただいております。この内容を3ページの(2)中間まとめ構成案として整理いたしました。まず(2)中間まとめ構成案を主にご覧いただければと思います。

まず1番の審議会の基本的な考え方ですが、上から3つ目までの丸印は、前回平成24年答申の内容を引用している部分でございます。4番目の丸印は、適正規模の項目でご審議いただきました内容を引用している部分でございます。具体的に申し上げますと、1ページの適正規模の①番の内容を転記してございます。

このように中間のまとめ構成案では、これまで審議いただいた内容を目次ごとに再構成しております。

2番の板橋区立学校の現状には、基礎データといたしまして、人口や児童・生徒数、学校数などの推移に加えて、適正規模化への取組を記載し、特にこの10年間で教育を取り巻く環境がどう変化したかを記載いたします。

次に学校規模による教育上の特性等には、適正規模の項目でご審議いただいた1ページの②から④の内容を記載いたしました。一定の集団規模が過大となった場合、過小となった場合について引用しております。

続いて4番の板橋区立学校における教育上望ましい学校規模には、適正規模の⑤番から⑧番及び図の内容を引用し、独自基準の学級編製の困難さや平成24年答申から現在の審議会の検討状況について表でまとめております。

次の5番の学校の適正配置の基本的な考え方では、適正配置でご審議いただいた内容を記載してございます。

また、6番の適正規模化・適正配置を検討するうえで考慮すべき事項としては通学区域、地域協議、小中一貫型学校の内容を記載してございます。

また、本日議論いただきました、施設内容、施設更新並びにこれから小委員会でも議論していただく特別支援教育についても項目を記載してございます。

なお、(6) 新たな教育環境への対応の項目につきましては、施設内容、施設更新でご意見をいただきました、個別最適な学びや協働的な学びの実現や授業形態の多様化などを踏まえた将来的な教育環境の変化を見据えた柔軟な学習環境の検討に関する内容を記載する予定でございます。

最後に適正化に向けた進め方では、適正規模化の方法として、小規模化、大規模化それぞれの対応についての内容を記載してございます。

中間まとめを作成していくにあたっては記載の内容を肉付けしていきながら、形としてまとめていきたいと考えております。特に今回の審議会では、構成案について議論をいただきたいと考えております。

会長　　今回はこれまでの審議内容を項目ごとに振り返り、そして構成案を提示していただきましたけれども、まずは構成案に記載してある項目についてご意見をいただき、中間まとめの骨格部分を固めていければと思います。この点に関して、質問やご意見があったらお願いしたいと思います。

委員　　3ページの2番の板橋区立学校の現状の中で、これまでの推移だけでなく、将来推計も入れた方がわかりやすいと思ったので将来推計も記載するよう提案いたします。

また、5ページの6番の適正規模化・適正配置を検討する上で考慮すべき事項の(4)から(7)に当てはまるかと思いますが、教員の配置と教育の質の保持についても記載をした方が良いと思います。

最後に、適切な教育の提供や児童・生徒への適切な指導、支援の継続あたりはどこに入るのか疑問に思っています。

委員　　近隣の中学校の会議に出たときに1人のお子さんがジェンダーレスということで、多目的トイレでないと使えない子がおり、体育の着替えも多目的トイレでしているようです。これから10年間でそういったお子さんが少し増えることを踏まえる必要があると思います。

会長　　建物の場合は、明日一気に板橋区全ての学校を全面改築するということはできず、基本的には一定の期間の中で、古くなった建物を何とか手直しするというスタンスを取らざるを得ません。

とは言いつつ、例えば今出ました多様性などの常に新しいテーマが出てくるわけで、新しい課題と建物の更新時期を踏まえ、どう進めていくのかという提言も構成のところでもとても大切な柱になると思います。

委員　　2点あり、1点目は4番の通学区域の部分ですが、以前お話をさせていただいた最優先の視点でなくて良いので、通学路の安全等を守る視点で警察の管轄について、付記していただけるとありがたいと思いました。先日もCS委員会からの意見として警察協議会を通じてスクールゾーンの一斉取り締まりをしていただい

たのですが、そういったことを要請していくときに整合性があると非常にありがたいなというところです。

2点目は5番の地域協議について、CS委員会の活用はとてもいいと思うのですが、委員会の開催回数は委員長の権限で増やすことはできると思いますが、年間5回開催が原則です。

比較的、議題に余裕がある学校とそうでない学校があることを踏まえたときに、あらかじめ議題を頭出ししておくとか、回数がある程度確保できるような体制を考慮すべき事項として、付記していただくとありがたいと思います。

会長 校長先生の立場から、加えておく必要がある事項などありますでしょうか。

委員 以前から、提案などさせていただきながら審議が行われた内容ですので、私としては今までの内容を十分含まれたとてもわかりやすい構成なのではないかと個人的には思っております。

委員 私も同様でございます。特に今すぐ気になる点は見当たりません。

会長 今まで出てきた意見の中で事務局としてコメントはありますでしょうか。

学校配置調整担当課長 先ほど意見が出ました将来推計については、過去の審議の中でお示しさせていただいておりますので、どこに当てはめるかは検討するとして記載したいと考えております。

教員配置についても適切な教員の確保であったり、国等への要望についても言及しておりますので、その視点は入れさせていただきたいと思います。

また、性のあり方、通学区域の配慮事項、CS委員会の視点もこれまで様々議論いただいた部分ですので、言及して参りたいと考えております。

会長 今後の審議会のスケジュールの見通しからすると、こういった段取りになってくるのかご説明をお願いいたします。

学校配置調整担当課長 現在の見通しで申し上げますと、ご審議いただきたい諮問内容については一通りご審議いただいたと認識しております。今後、中間のまとめの構成案を本日もいただいた意見を踏まえ、作成作業に入っていきます。概ね秋口から冬にかけて中間のまとめを作成し、年が明けましたらパブリックコメントの実施を考えてございます。

今後、まとめていく中で俯瞰的に見て、もう少し議論が必要なところも出てくるかと思っておりますし、引き続き議論をお願いしたい部分もございます。

一旦、中間のまとめ構成案の骨格部分について、本日方向性をいただきましたら、整文化に向けて事務局で作業をし、再度改めて審議会、また小委員会にお示しさせていただこうと考えております。

会 長 今のご説明でおわかりだと思いますが、今後は本日の骨子が審議会の中心的なたたき台になり、次第に文章化され、形になっていくということでご認識いただければと思います。

中間まとめの構成案につきましても、小委員会の方で検討を深めていただければということをお願いしたいと思います。中間まとめについて、その他意見はございますか。

(意見等なし)

会 長 それでは次の議題に移ります。

【議題5 その他】

会 長 事務局より今後の日程について、お願いしたいと思います。

学校配置調整担当課長 事務局より日程の確認となります。次回、第9回審議会は令和5年8月10日木曜日、午後3時から開催する予定で調整してございます。場所等の詳細につきましては別途、通知をご送付いたしますので、改めてご確認をお願いいたします。事務局から日程については以上でございます。

会 長 本日はここまでとさせていただきます。閉会といたします。ありがとうございました。

《閉会》